

法律等の改正に伴う重要なお知らせ

法律等の改正に伴い、(株)エムアイカードは平成21年12月1日より「会員規約」の内容を一部改訂いたしました。本ご案内をご確認いただき、改訂の内容をご了承のうえ今後もカードをご利用くださいますようお願い申し上げます。

尚、改訂後の会員規約につきましては、アイカードサービスカウンター及び弊社のホームページにてご案内いたしております。あわせてご確認くださいますようお願い申し上げます。

1. 割賦販売法の改正に関するお知らせ

【1】割賦販売法改正の主なポイント

平成21年12月1日より、クレジット契約の規制対象等が拡大されました。

2回払い及びボーナス1回払いも割賦(分割払い)の対象に含まれます。

	現在	法改正後
分割払いの定義	2ヵ月以上、且つ3回以上のお支払い	2ヵ月以上のお支払い

【2】割賦ご利用可能額の設定

新たに「割賦ご利用可能額」を設定いたしました。

- 割賦販売法の改正に伴い、弊社ではカードご利用可能額の内、新たに「割賦ご利用可能額」(*)を設定いたしました。
※割賦ご利用可能額は、「内割賦」と表示されます。
- 「分割払い(2回払いを含む)」「リボ払い」「ボーナス1回払い」のご利用は割賦ご利用可能額の範囲内となります。
- お客さまの割賦ご利用可能額につきましては、平成22年1月以降の「ご利用明細書」でご確認いただけます。

ご利用明細書 記載例

平成21年12月まで

ご利用可能額	100万円
ショッピング	100万円
内リボルビング	
リボ実質年率	

平成22年1月以降

ご利用可能額	100万円
ショッピング	100万円
内割賦	80万円
内リボルビング	
リボ実質年率	

ご利用可能額、割賦ご利用可能額はお客さまによって異なります。

2. 貸金業法の改正に関するお知らせ

借入れの総量規制等を含めた最終的な改正は平成22年6月までに施行されます。

【1】貸金業法改正の主なポイント

貸金業者(*)が取り扱う融資に関して適用される法律(貸金業法)が以下のように改正されます。

(※1)貸金業者とは、キャッシング・ローンカード等を取り扱うクレジットカード会社や信販会社、消費者金融会社等を指します。

借入総額が年収の3分の1までに制限(総量規制)されます。

- ご契約をいただいているご本人に収入がない場合は、原則として新たな借入れが制限されます。
- 年収の3分の1を超える借入れがある場合は、新たな借入れが制限されます。

例) 年収が450万円の場合、借入額(※2)の上限は150万円となります。

(※2)複数社からお借入れがある場合は全て合計したものととなります。
但し、住宅ローン、ショッピング利用等、制限の対象外となる取引もあります。

収入を明らかにする書面のご提出が必要となります。

- 改正される貸金業法では、一つの貸金業者からの借入額(※3)が50万円を超える場合、または、他の貸金業者からの借入れを含めた総借入額合計が100万円を超える場合は、所定の収入確認資料(※4)による年収の確認が必要となります。

尚、所定の書類をご提出いただけない場合は、新たな借入れが制限されます。

(※3)キャッシング・ローンカード等の場合は、その利用可能額(枠)。

(※4)源泉徴収票、確定申告書(写)、給与の支払明細書(直近2ヶ月分)等。

【2】キャッシング・ローンカードをご利用のお客さま、またはご利用予定のお客さまへ

- 上記の改正に伴い、弊社では日本貸金業協会「自主規制基本規則」における規定に則り、また貸金業法・総量規制の事前対応として、対象となるお客さまに収入確認資料のご提出をお願いするご案内をお送りいたしております。まだご提出がお済みでない場合は、この機会にお届けくださいますようお願いいたします。

「収入確認資料提出届」のご請求は、ホームページ(www.micard.co.jp)からお手続きいただけます。

お電話によるお問い合わせは エムアイカード ファイナンス担当 までお願いいたします。
03-5273-6538(受付時間:午前10時~午後6時30分)

- また、専業主婦の方は、平成22年2月以降キャッシングがご利用いただけなくなります。
予めご了承くださいますようお願いいたします。

■改訂となる主な規約条文 部分が新設及び改訂箇所となります。

第1章<一般条項>

第4条 (カード有効期限)

2. カードの有効期限1ヵ月前までに本会員より申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合は、有効期限を更新した新たなカードを発行し、貸与するものとします。但し、当社が行う再審査の結果により、カードの更新をしない場合があります。

第6条 (カードの利用可能額)

1. カードの利用可能額は、本会員、家族会員の利用可能額を合計して、当社が審査し決定した額までとし、これを「カード利用可能額」といいます。
- (2) カード利用可能額のうち、本規約第31条2項において定める「ボーナス1回払い」、同3項において定める「分割払い」、同4項において定める「ボーナス時支払額指定分割払い」、同5項において定める「リボルビング払い」によるショッピング利用代金の合計残高は、会員の利用額を合計してカード利用可能額の範囲内で当社が定めた金額以内とし、この金額を「割賦利用可能額」とします。尚、第31条1項において定める「1回払い」によるショッピング利用代金はこれに含まないものとします。
- (3) カード利用可能額のうちリボルビング払いによるショッピング利用代金の合計残高は、会員の利用額を合計して「カード利用可能額」の範囲内で当社が定めた金額以内とし、且つ割賦利用可能額を超えない範囲で定めるものとします。この金額を「ショッピングリボルビング払利用可能額」とします。

第9条 (遅延損害金)

1. (1) 会員が、ショッピング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。但し、1回払い及びリボルビング払い以外の場合、当該遅延損害金はショッピング支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額を支払うものとします。

第22条 (会員の再審査・カードの利用・貸与の停止等)

1. 当社は、本会員に対して入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。当社が再審査を行うに際して、本会員は、当社から請求があれば当社の求める資料などの提出に応じるものとします。
2. 前項の再審査の結果、本会員の信用状況等が適当でないと当社が認めるときは、何らの通知・催告等がなくとも、当社はカードの利用可能額の変更、カードの利用停止、カードの返却回収等の処置を取ることがあります。また、資料の提出がない場合も同様の処置を取ることがあります。
3. 当社は、会員が本規約に違反したとき、または違反するおそれがあるとき、その他会員のカード利用状況等が適当でないと認めるときは、前項と同様の処置をとることがあります。
4. 悪用被害を回避するために当社が必要と認めた場合、当社はカード番号の変更またはカードの差替えを行うことができるものと、会員はこれに協力するものとします。

第3章<キャッシング条項>

第39条 (キャッシングサービスの利用方法)

1. キャッシングサービスの利用資格者（以下「利用資格者」といいます。）は、当社が利用を認めた本会員、家族会員（但し、本会員が認めた配偶者に限ります。）であって、金融機関に口座自動振替の手続きが完了した者とし、但し、本会員が専業主婦、学生である場合の利用は認められません。
2. 本会員が本規約第14条に定める届出事項の変更を当社に連絡したとき、及び当社による調査の結果、本会員が利用資格者に該当しないことが判明した場合、新規の利用ができない場合があります。尚、当社が求めた場合、本会員は自身が利用資格者であることを証する書面を提出するものとします。書面の提出がなされない場合に会員が受ける不利益に関し当社は責任を負わないものとします。
3. 利用資格者は、当社及び当社の指定する提携先のATM等を使用し、1万円単位でキャッシングサービスを受けることができます。
4. キャッシングサービスの資金使途は自由とします。但し、事業用途を除きます。
5. 利用資格者が、当社の提携する金融機関等のATM等でキャッシングサービスを利用した場合に、下記金額を上限としてATM等利用手数料を本会員が負担するものとします。但し、当社が特に認めた場合は支払を免除することができるものとします。

ご利用金額	お手数料
1万円	105円
2万円以上	210円

第40条 (キャッシングサービスの利用代金等の返済方法)

4. 会員が当社と他の契約も含めた融資金の合計残高（ご利用可能額の設定がある場合は、当該設定額と融資金残高の合計額となります。）が100万円以上となる場合、キャッシングサービスの利率を実質年率14.95%に変更し、変更後の新規利用分から適用するものとします。

その他の改訂も一部実施いたしております。

詳しい内容につきましては、

アイカードサービスカウンターでお配りする改訂版会員規約またはホームページをご覧くださいようお願い申し上げます。